

仕様書

1 名称

令和 7 年執行予定の参議院議員通常選挙に係る期日前投票所投票管理者・投票立会人及び投票所投票管理者・投票立会人・事務従事者用昼食・夕食弁当の調達等

2 業務内容

令和 7 年 7 月 20 日執行予定の参議院議員通常選挙等に係る期日前投票所管理者等及び投票所管理者等に提供する昼食・夕食用弁当を製造し、指定の日時・場所への納品等を行う。

※令和 7 年 7 月 27 日執行の可能性あり

3 納品期間

(1) 期日前投票（公示日翌日から投票日前日 計 16 日間（土曜日、日曜日を含む）

令和 7 年 7 月 4 日（金）～令和 7 年 7 月 19 日（土）計 16 日間（土曜日、日曜日を含む）

※ 7 月 27 日（日）執行の場合は 7 月 11 日～26 日

(2) 投票日

令和 7 年 7 月 20 日（日）

※ 7 月 27 日（日）の可能性あり

4 納品物の仕様等

(1) 弁当

- ・日替わり弁当とし、白米を含め 8 品目以上とすること。
- ・原則として加熱調理した食材を使用すること。
- ・栄養のバランスに配慮し、日々の品目構成が重複しないこと。
- ・昼食と夕食は、それぞれ白米以外の品目構成が重複しないこと。

(2) お茶（紙パック、缶のいずれか）

- ・内容量については、200ml 以上とする。

5 納品物の価格等

1 食につき、昼食 850 円、夕食 800 円とし、汁物及びお茶も含むものとする。

6 納品数

(1) 期日前投票

96 個（1 日につき 6 個）（内訳：昼食 3 個、夕食 3 個）

(2) 投票日

196 個（内訳：昼食 98 個、夕食 98 個）

7 納品場所

(1) 期日前投票

大阪市北区役所 4 階 北区選挙管理委員会事務局

(2) 投票日

別紙「納品先一覧」のとおり

8 納品時間

期日前投票及び投票日のいずれの場合も、次の日時に納品すること。

(1) 昼食の場合

9 時 30 分から 11 時 00 分の間に各納品場所へ納品すること

(2) 夕食の場合

15 時 30 分から 17 時 00 分の間に各納品場所へ納品すること

9 その他

- (1) 本業務の遂行により発生する空の弁当箱や残飯等については、納品時等に次のとおり受託者で引き取ること。
 - ・ 昼食後の空き弁当箱等一式
昼食納品日当日の夕食納品時に回収すること。
 - ・ 夕食後の空き弁当箱等一式
夕食納品日翌日の昼食納品時に回収すること。なお、投票日（7 月 20 日予定）の夕食時に発生する空き弁当箱等については、当日の 20 時までに引き取りを行うこと。
- (2) 納品書を本市担当者あて提出すること。
- (3) 弁当の製造等業務に関しては、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）その他関係法令を遵守し、忠実にこれを履行しなければならない。
- (4) 弁当の製造過程においては、厚生労働省による大量調理施設衛生管理マニュアルに基づき、食中毒の予防を行うとともに、異物混入に関しても細心の注意をはらうこと。
- (5) 食中毒や事故発生時の対応として損害賠償保険等に参加していること。
- (6) 暑さ対策のため、納品後 2 時間程度品質を維持できるよう保冷剤等で対策を行うこと。
- (7) 事故・渋滞等により配送時間に遅れが生じる場合は、速やかに本部担当者へ連絡を行うこと。また、事故、その他不測の事態の場合も同様とする。
- (8) 本業務によって知り得た情報については、他へ漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。
- (9) 令和 7 年 7 月 20 日に複数選挙が行われる場合には納品数が増加するため、増加数について本市担当者の指示に従うこと。
- (10) 納品期間については投票日が決まり次第、本市担当者より連絡するので指示に従うこと。

10 担当

〒530-8401 大阪市北区扇町 2 丁目 1 番 27 号 4 階
大阪市北区選挙管理委員会事務局
TEL : 06-6313-9626
FAX : 06-6362-3821

納品先一覧

①期日前

投 票 区	施 設 名	所 在 地	昼	夕
本 部	北区役所	扇町2丁目1番27号	48	48
合 計			48	48

②投票日

投 票 区	施 設 名	所 在 地	昼	夕
滝 川	滝川小学校講堂	天満1丁目24番15号	6	6
堀 川	堀川小学校講堂	東天満2丁目10番7号	6	6
東天満	桜和高等学校食堂	松ヶ枝町1番38号	6	6
西天満	西天満小学校多目的室	西天満3丁目12番21号	6	6
北天満	北天満会館	山崎町5番21号	6	6
済 美	中崎町ホール	中崎西1丁目6番8号	6	6
菅 北	菅北小学校講堂	池田町13番	6	6
曾根崎	天満中学校多目的室	神山町12番9号	6	6
堂 島	堂島地域集会所 堂島・中之島老人憩の家	堂島2丁目2番26号	6	6
豊崎東	豊崎東小学校講堂	長柄中2丁目3番30号	6	6
豊 仁	豊仁小学校正面玄関ロビー	長柄西2丁目6番20号	6	6
豊崎本庄	豊崎本庄小学校講堂	本庄西2丁目1番16号	6	6
豊 崎	豊崎小学校講堂	豊崎4丁目5番9号	6	6
中 津	中津小学校講堂	中津3丁目34番18号	6	6
大淀東	大淀中学校多目的室	大淀中2丁目1番11号	6	6
大淀西	大淀小学校講堂	大淀中4丁目10番33号	6	6
本 部	北区役所	扇町2丁目1番27号	2	2
合 計			98	98

※各投票所への昼食は午前11時まで、夕食は17時までに搬入することとし、遅れる場合は必ず本部へ連絡すること

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NO_x・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
 - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
 - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車排ガス対策グループ
電 話：06-6615-7965

不適正な契約事案の再発防止対策にかかる特記仕様書

第1条 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の北区役所総務課（連絡先：06-6313-9625）に報告しなければならない。

暴力団等の排除に関する特記事項

1 暴力団等の排除について

- (1) 発注者は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 8 条第 1 項第 6 号に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）が条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められた場合には、この契約を解除する。
- (2) 発注者は、条例第 8 条第 1 項第 7 号に基づき、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、この契約を解除する。
- (3) 受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (4) 受注者は、下請負人等に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (5) 第 1 号及び第 2 号の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の 100 分の 20 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (6) 受注者及び下請負人等は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (7) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (8) 受注者は第 6 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (9) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること